（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 21 日

横浜市契約事務受任者
港北区長　古石 正史

１　契約の概要

当該崖地について、令和８年９月 21 日に近所の住民より土砂の流出について通報があった。横浜市職員が現場を確認したところ、土砂の流出が確認できる状況となっていた。

避難指示の解除の判断及び崖地の危険性の判断のため、現地調査及び専門的知見からの報告に係る委託を緊急で実施した。

２　履行（納品）場所

港北区区日吉本町３丁目付近、日吉５丁目付近、箕輪町１丁目付近、港北区総務課

３　契約日

令和８年９月 21 日

４　履行日又は履行期間

令和８年９月 21 日から令和８年 10 月 31 日まで

５　契約金額

288,200 円

６　契約の相手方（名称及び所在）

東京都文京区本郷三丁目 24 番 17 号 402
一般社団法人地盤品質判定士会
理事長 北詰 昌樹

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由

避難指示の発表の判断は周辺住民の生命にかかわる事案であり、緊急で実施する必要があったため。

８　契約の相手方の選定理由

横浜市と「災害に強い安全なまちづくりに係る協定書」を締結しており、発災時に迅速に対応できる団体であるため。

9　所管課

港北区総務課